

愛知県環境影響評価審査会豊橋田原ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 2019年（令和元年）6月7日（金）午前10時から午前10時40分まで
- 2 場所 東大手庁舎 1階 あいち環境学習プラザセミナー室
- 3 議事
 - (1) 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - (2) その他
- 4 出席者
 - (1) 委員
二宮部会長、伊藤委員、井上委員、大石委員、酒巻委員、田代委員、塚田委員、夏原委員
(以上8名)
 - (2) 事務局
環境局：
小野技監、酒井環境政策部長
環境局環境政策部環境活動推進課：
柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任
その他：
関係課職員 7名
(以上15名)
 - (3) 都市計画決定権者及び事業者等
9名
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・ 会議録の署名について、二宮部会長が大石委員と酒巻委員を指名した。

ア 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

 - ・ 資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【大石委員】資料3の「2 騒音及び超低周波音」の(1)について、「建設機械の稼働等及び機械等の稼働に係る騒音等」とあるが、表現が分かりにくい。まず、「建設機械の稼働等」と「機械等の稼働」は何を意味しているのか。さらに、「騒音等の更なる低減」については、「騒音及び超低周波音」など具体的に記載してはどうか。

【事務局】「建設機械の稼働等」及び「機械等の稼働」については、環境影響評価指針の参考項目に記載されている環境要素の区分の名称である。本件準備書においても、この区分の名称を使用していることから、部会報告（案）においても、指針及び準備書にあわせた表現としている。なお、「建設機械の稼働等」は工事の実施に伴うものであり、工事時の作業騒音などが含まれる。また、「機械等の稼働」は施設の供用に伴うものであり、「機械」は焼却施設の設備などが該当する。

「騒音等の更なる低減」については、指摘を踏まえ、「騒音及び低周波音の更なる低減」に修正したい。

【大石委員】「機械等の稼働」の前に、「稼働時の」を記載した方が分かりやすいのではないか。

【事務局】準備書において、工事の実施時には「建設機械の稼働等」について、施設の供用時には「機械等の稼働」について予測及び評価を行っていることから、2行目のところで「工事の実施及び施設の供用に当たっては」、「建設機械の稼働等及び機械等の稼働に係る騒音等の低減」を求める意見として提案している。準備書は、指針で定められた表現を用いて作成されており、準備書における予測及び評価並びに環境保全措置について事業者指導を行っていく上でも、表現は指針や準備書の表現とさせていただきたい。なお、都市計画決定権者や事業者に対しては、知事意見を通知する際に、しっかりと主旨を説明する。

【井上委員】修正した表現について、低周波音の中には、超低周波音が含まれるのか。標題の「2 騒音及び超低周波音」についても、低周波音に修正する必要はないか。

【事務局】指針の中で、環境要素の区分として、「騒音及び超低周波音」とし、騒音は周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音を含む、超低周波音は周波数が20ヘルツ以下の音と定義している。区分の名称としては、すべての周波数帯を重複しないように包含する表現として「騒音及び超低周波音」としているが、具体的に予測及び評価を行う際には、建設作業等騒音、道路交通騒音及び低周波音の項目についてそれぞれ行うことが指針で定められている。このため、標題と指摘の部分の記載が異なるが、指針や準備書の表現にあわせて整理している。

【井上委員】騒音と低周波音は何ヘルツで分けられるのか。

【事務局】騒音の場合は概ね20ヘルツ以上の音について、低周波音の場合は概ね100ヘルツ以下又は80ヘルツ以下の音について予測、評価を行う。

【田代委員】「3 水質、地盤・土壌」の（2）について、「土地の形質変更部分」とあるが、現状までに変更された部分と工事を行うことで変更する部分のいずれを指しているのか。

【事務局】部会報告（案）では本事業についての意見を整理している。このため、工事の実施により土地の形質変更を行う部分を指す。

【田代委員】都市計画決定権者は、地下水位の確認も行うとしていることから、これについて部会報告に盛り込む必要はないか。

【事務局】環境影響評価制度の中で調査を求めるとすると事後調査があるが、事後調査を実施する要件として、予測の不確実性の程度が大きい項目について

環境影響の程度が著しいものとなるおそれある場合などとしている。地下水に関しては、準備書において予測及び評価が行われており、地下水位への影響は小さいとされているが、都市計画決定権者は、環境保全措置として地下水位の確認をすることとしている。一方で、土壌の場合は、そもそも汚染の状況が把握できていないという指摘であった。こうした調査、予測及び評価の内容を踏まえ、部会報告（案）に盛り込む内容について整理し、提案している。

【田代委員】「形質変更部分」については、「形質変更予定部分」と修正した方が分かりやすいのではないか。

【事務局】指摘を踏まえ、「土地の形質変更予定部分」に修正したい。

【伊藤委員】既存施設について、アスベストの使用状況は把握しているか。

【事務局】事業者において、過去の資料等から確認しており、アスベストの使用は確認されていないとのことである。しかしながら、今後の工事の中でアスベストの使用が確認された場合には、準備書においても、法令に基づき飛散防止措置を講じることとしており、事業者において適切に対応されるものと考えている。

【二宮部会長】事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告としてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

- ・ 資料3について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で部会報告とすることで了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

（3）閉会